

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 4 年 3 月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 6 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

## 第 1 監査の概要

### (1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

### (2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

### (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

### (4) 監査の実施内容

関係書類を調査するなどの方法により実施

## 第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 10 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
村 山 産 業 高 等 学 校	令和 4 年 3 月 14 日	星川委員	松田委員
北 村 山 高 等 学 校	令和 4 年 3 月 14 日	星川委員	松田委員
長 井 高 等 学 校	令和 4 年 3 月 14 日	星川委員	松田委員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	令和 4 年 3 月 14 日	星川委員	松田委員
尾 花 沢 警 察 署	令和 4 年 3 月 14 日	星川委員	松田委員
朝 日 少 年 自 然 の 家	令和 4 年 3 月 14 日	森谷委員	海老名委員
飯 豊 少 年 自 然 の 家	令和 4 年 3 月 14 日	森谷委員	海老名委員
山 形 豊 学 校	令和 4 年 3 月 14 日	森谷委員	海老名委員
山 形 養 護 学 校	令和 4 年 3 月 14 日	森谷委員	海老名委員
米 沢 養 護 学 校	令和 4 年 3 月 14 日	森谷委員	海老名委員

## 第 3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 山形養護学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

住居手当について、支給の始期の誤りにより返納を要するもの 1件

令和3年4月支給分

既支給額 14,500円

正支給額 0円

要返納額 14,500円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの(飯豊少年自然の家、山形聾学校)

ロ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの(米沢養護学校)